

日本労働年鑑 第51集 1981年版  
The Labour Year Book of Japan 1981

第三部 労働政策

VII 労働判例の動向

概要

一、労働関係の最高裁判所判決・決定は、下記の小法廷関係二一件をかぞえる。このうち原判決の破棄、自判が二件で、その他は上告棄却である。棄却判決の大部分は、簡単に、原判決は相当で、上告理由所論の違法はない、とするにとどまり、積極的に判決理由を説示したものは少ない。重要判例として採用内定に関する大日本印刷事件、組合活動としてのビラはりの適法性に関する国労札幌支部事件、緊急命令却下決定に関する吉野石膏事件および企業閉鎖にもとづく整理解雇の効力が争われた東洋酸素事件の四件が注目される。

一、最高裁判決以外にも、労働運動の側面からみて重要と思われる裁判例が今年も多数出ているが、全通マル生事件において当局側の不当労働行為を認めた一審判決を取り消した二審の東京高裁判決(上告)、および企業内の少数組合員にたいする会社・従業員ぐるみの「職場村八分」の不法行為を認め損害賠償を命じた中央観光バス事件が注目される。

日本労働年鑑 第51集 1981年版

発行 1980年11月25日

編著 法政大学大原社会問題研究所

労働旬報社

\*\*\*\*年\*\*月\*\*日公開開始

■←前のページ 日本労働年鑑 1981年版(第51集)【目次】次のページ→■  
日本労働年鑑【総合案内】

法政大学大原社会問題研究所(<http://oisr.org>)